

西条市監公告第7号

議会請求監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和8年3月13日付け議会からの請求監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月28日

西条市監査委員 日 野 徳 久  
西条市監査委員 徳 増 竜 伍  
西条市監査委員 高 橋 保

- 1 議会からの請求監査の結果報告に基づく措置通知書……………別紙のとおり

(別記様式)

西教学政第12号

令和8年4月9日

西条市監査委員 殿

西条市教育委員会 教育長 青野 信樹



議会からの請求監査の結果報告に基づく措置通知書

令和8年3月31日付け西監第229号の監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により通知します。

監査対象部課等	教育委員会事務局
措置の状況 ■措置を講じた      □措置を講ずる予定      □措置を講じない	
勸告事項	措置状況
1 勸告1(2)について 令和7年3月28日決裁の計画案は放棄し、改めて方針案と計画案の策定で決裁し、教育委員会に諮るといふことか。令和8年2月19日の学校政策課長の聴取時に、「(元々の)その計画案は変えるといふことは、教育長決裁はもう取ったといふことですね。」といふ問いに、「今、取っている最中です。」と回答している。聴取後に追加資料として回議書の提出を求めたところ、資料の提出は無く、2月17日定例会から3月11日臨時会までの期間において、 ①方針案の決裁は完了したのか。 ②方針案は教育委員会で誘ったのか。3月11日臨時会で「報告事項」としているが、委員の丁承は得たのか。	令和7年3月28日付けで教育長決裁を行った基本計画(案)については、教育委員会において内容について協議を行い、その結果、計画案としては見直す整理とした。 これは、当該基本計画(案)は、現在の基本方針(案)及び基本計画(案)の内容を一体的に整理したものであったが、その後の検討の進展及び教育委員会における協議の結果、基本方針と基本計画を段階的に策定する進め方としたためである。 ただし、当該基本計画(案)に含まれている内容については整理を行い、令和8年中の策定を予定している基本計画(案)においても適切に反映させていくこととしている。 また、基本方針(案)については、令和8年2月26日付け西教学政第18

	<p>2号により教育長決裁を完了しており、令和8年3月11日開催の臨時教育委員会において内容について協議を行い、その取扱いについて教育委員の了承を得たところである。</p> <p>今後は、基本方針（案）及び基本計画（案）について、各段階において適切に決裁を行うとともに、教育委員会に諮り、審議及び了承を得た上で進めていくこととしている。</p>
<p>2 勧告1（6）について</p> <p>答申書の「本文」と「付帯意見」の解釈については、修正するのか。</p> <p>3月11日臨時会の教育委員会会議録によると、学校政策課長が「答申書に付帯意見として記載されている文言を変えることはできない」との発言をしている。</p>	<p>監査の指摘を踏まえ、「答申書」の本文と付帯意見について、次のとおり整理を行い対応している。</p> <p>「答申書」の本文と付帯意見の位置づけについては、教育委員会においても、現在は監査ご指摘のとおりと考えている。このことから、早期の基本計画策定を目指し、（仮称）地域協議会を設置し地域の理解を得られるよう取り組みを進めている。</p> <p>現在、既に基本方針（案）を教育委員会に諮り、令和8年4月1日からパブリックコメントを実施しているところである。現時点の進捗も踏まえつつ、今後においても解釈については、事務局内及び教育委員会内で十分な共通認識の形成を図ることとし、教育委員会における協議においても、監査の指摘の趣旨を踏まえ、基本方針及び基本計画の策定に向けた取組を着実に進めることとする。</p>
<p>3 勧告2（7）について</p> <p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2の規定に基づ</p>	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2の趣旨については、職員がその能力を十分に発揮</p>

<p>き次の事案に係る雇用管理上必要な措置を講じること。</p>	<p>し、適正な職務環境のもとで業務を遂行するために重要なものであると認識している。</p> <p>本件については、当該法の趣旨を踏まえ、適正な職務環境の確保及び事務執行の適正化を図る観点から、教育委員会事務局において調査を行い、当該職員に対して必要な対応・措置を講じたところである。</p> <p>併せて、今回の事案を踏まえ、関係法令、規則及び規程等の遵守並びに適切な情報共有及び手続の徹底を図るとともに、組織内における確認体制の強化を行い、再発防止に努めていくこととする。</p>
<p>4 勧告2(8)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校政策課長が起案しているワークフロー起案等において、10年の保存期限であるものについて、回議書用紙による決裁を教育長に受けなければならないことに対する事後処理。</li> <li>・発送文書を文書処理簿に記載せず、簡易な事務連絡扱いで発送していることの事後処理。</li> <li>・ワークフローを用いた起案等に係る文書が文書処理簿に記載されていないことの事後処理。</li> <li>・教育委員会内部で協議して合意したとする記録や伺い文書が無いだけでなく、以降の内部協議において相互に意見を異にする重要な方針転換としての案件であっても口頭のみとのことであり、必要な記録文書を残していないことが明らかである件についての事後処理と、今後の対応</li> </ul>	<p>本来、回議書用紙により起案すべき文書について、西条市電子文書取扱要綱(令和4年2月18日訓令第3号)に基づく電子決裁(ワークフロー決裁)により起案及び決裁を行っていた点については、不適切な取扱いであったことから、当該職員に対して必要な対応・措置を講じるとともに、これを是正した。</p> <p>また、文書規程第44条に規定する保存年限が5年を超える文書について、ワークフローにより起案等を行っていた点については、規程に適合していなかったため、回議書用紙により再度起案し、文書処理簿に記載の上、改めて教育長決裁を行った。</p> <p>さらに、ワークフローを用いた起案文書のうち、文書処理簿に記載されていなかったものについては、本件を踏まえ、関係規程及び運用を再確認の上、文書処理簿への記載を行い、文書管理の適正化を図った。</p>

	<p>今後は、起案方法や保存年限の確認を含めたチェック体制の強化を図るとともに、関係法令、規則及び規程等の遵守について周知徹底を行い、適正な文書事務の執行を徹底することとする。</p>
--	--